

# 議会運営委員会記録

令和2年9月29日(火)

開議 14 時 15 分

閉議 15 時 14 分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

## 議 題

### 1 令和2年12月浜田市議会定例会議について

資料1-1、1-2

#### (1) 会議予定について

▼提案内容で実施

#### (2) 新型コロナウイルス感染症防止を踏まえた今後の議会運営について

▼個人一般質問

質問20分、答弁合わせて原則40分、延長10分（議長采配）で最大50分

#### (3) その他

▼予備費充用時の今後の対応について

発生から直近の常任委員会及び予算決算委員会（補正予算審査時）で報告

### 2 10月以降の行政視察の取扱いについて

▼委員会の行政視察は12月末まで受け入れも訪問も行わない。

1月以降は改めてその時の状況を踏まえて検討

### 3 重要案件の意見交換会の案件について

資料2

▼提案された9項目で決定

▼今後、定期的な案件の見直しはを3月定例会議時に実施

### 4 浜田市議会申し合わせ事項の変更について

資料3

▼提案の内容で変更

## 5 議会運営委員会主催議員研修会について

▼研修会を実施する。2週間後までに研修テーマについて全議員へメールし案件の提出を依頼する。あわせて過去の研修内容を添付する。

▼次回（11月20日）の議会運営委員会では、テーマに沿った研修講師を提示

## 6 その他

### (1) 9月定例会議時での個人一般質問の不穏当発言について

▼関係者と協議し、適切な対応を行った。議員には名前を明らかにすることによって不当に不利益を被る発言は自粛を求める。

### (2) （議会広報広聴委員会から）広聴機能充実の取組について

▼（仮称）市民一日議会という企画を協議中であることの報告。要望や意見を広く伝えたい市民を議場にお呼びして意見を聞くという仕組み。開催となれば全議員に協力のもとで行う。詳細についてはあらためて相談、連絡する。

### (3) 委員長が討論する場合の取扱について

▼申し合わせ事項の委員会条例に、委員長が採決までに反対の意向がある場合は、その旨発言することを盛り込む。

### (4) 委員会での関係者・傍聴者の発言への対応について

▼各委員会で委員長が毅然とした態度をもって各委員会で傍聴者に対して、指摘する

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 14 時 14 分 開議 ]

笹田委員長 | ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は11名で定足数に達している。それではレジメに沿って進めていく。

1 令和2年12月浜田市議会定例会議について

(1) 会議予定について

笹田委員長 | 事務局長から説明をいただく。  
古森局長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
笹田委員長 | ただいまの説明について質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )

(2) 新型コロナウイルス感染症防止を踏まえた今後の議会運営について

笹田委員長 | 事務局長から説明をいただく。  
古森局長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
笹田委員長 | 一般質問について昨日メールでお知らせしたと思うが、12月定例会議も20分としたい。何かご意見はあるか。  
川神議長 | 委員長が話したように、さまざまな考え方が各会派から出ていることは承知しているが、浜田市内でコロナ感染者が2名発生した。20分でやってきて12月定例会議はどうしようかと思ったが、1つには引き続きPCR検査も続いているし、感染拡大を抑えるということも含めて、20分を継続したいと思う。内容を精査していくと20分でもコンパクトでよいのではないかという意見もいただいていたので、12月定例会議もこれまでと同様にして、中身の濃い個人一般質問を市民に対して発信していただきたい。よろしく願います。  
笹田委員長 | 資料次ページをご覧いただきたい。こう進めたいと思うが、ご意見はないだろうか。  
( 「なし」という声あり )  
ではこのように進めさせていただきます。

(3) その他

笹田委員長 | 予備費充用についての説明なのだが、予備費充用後に、常任委員会には説明があるが予算決算委員会で説明がなく、喫緊の常任委員会では事業についての説明をしていただき、予算の補正がある時に最初に、予備費を充用したことの説明をいただくよう考えているのだが。というのは、予算は全員で可決したものだが、常任委員会で説明を受けると他の議員がその事業についての質疑ができないということもある。できれば、一番早く常任委員会には伝わるのだが、金額も含めてそういった説明を、予算決算委員会の補正審査の時に

最初に説明いただこうと思うのだが、それでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

総務部長

改めて予算決算委員会等で質疑いただく際にいろいろ行き違いがあり申し訳なかった。改めてお詫び申し上げます。

加えて予備費の件についてもご質問等いただいている中で、今議会運営委員会でこういう形でということなのだが、そうすると予算決算委員会の時に、冒頭に口頭で説明するというのでよいか。

私どもとすれば、予備費を使うというのは本当に限定的なものになると思う。従ってできるだけ早くということで、所管委員会が開かれる時に報告するのは従来どおりである。加えて次の予算決算委員会の時に「こういうことで予備費を充用した」と口頭で説明させていただくという形でよろしいか。はい、了解した。

笹田委員長

はい。その他、執行部から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

では、執行部はここで退席されて構わない。

## 《 執行部退席 》

## 2 10月以降の行政視察の取扱いについて

笹田委員長

このことについては、9月18日に議長の意向を添えて、各会派で協議してきてほしいという内容を事務局からメールで送付している。昨日もう一度新たに送付したものがあるので、それを踏まえて議長から少し説明をお願いします。

川神議長

この件に関して私の意向とすると、全国的に取扱方法はいろいろあるが、浜田市議会は、当時は出ていなかった、しかしながら全国的な流れの中で視察を受け入れ、そして出かけること、全て含めて本年12月末までを1つの区切りをもって、受けることと出ることはもう控えよう、1月になった時点で世の中の社会情勢も変更があると思うので、その時点で可能な限り議会として、行政視察は重要な手法なので積極的に感染防止しながら行おう、と私は言わせていただいた。

その後に新型コロナウイルス感染症の陽性患者が発生して、それ以降感染拡大は今確認はできていないが、より一層そういう状況を皆に認識していただき、引き続き12月いっぱいまではこの方向で、受けることも出ることも、どの地域に対しても控えようと私は思っている。皆の意見も頂戴しながら、決定していくべきだと思っている。

笹田委員長

議長からご意見があったが、他の委員からご意見はあるか。

澁谷委員

会派で相談しろということだったので相談したところ、議長の意向は尊重しなければならないと思いつつ、12月まで受け入れも控えるとなると、恐らく3月まで駄目だろうなど。インフルエンザがはやる時期等を考えたら。その中で10月からはG o T oトラベルが東京も解除されるといった国の政策を見ていると、やはりコロナと共存しながら経済活動なりいろいろな活動をせよということなのかと理解している。相手先が受け入れてくれるのであれば、中国地方、四国、九州くらいの範囲内での移動は、10月からはよいのではないかと、というのが我々会派の意見である。

笹田委員長

これはあくまでも委員会としての行政視察及び受け入れなので、団体としての移動のことだと思っている。もし団体で動いて方が一委員会で感染となると、議会運営に関わる、議会が開けないということも想定しての議長判断だと思う。その辺も議長から説明していただきたい。

川神議長

澁谷委員から創風会でそのようなお話もあったとのことだが、それは十分理解する。議会運営委員会委員長が申し上げたように私がお願いしたのは、基本的には常任委員会、特別委員会、こちらで集団で目的を持って行くことに関してはそのような方法はどうかと。例えば今、全国のJ I A M（全国市町村国際文化研修所）やさまざまな研修はチャンネルをオープンにしている。つまり十分感染防止をしながら勉強はしていただきたいとなっているので、各々そういった活動、会派も含めてなのだろうが、そのような少人数もしくは個人として出かける時は、十分感染防止しながら議会の一員であることを認識しながら活動していただければよいのかなど。あくまでも特別委員会並びに常任委員会の行政視察に関していかがだろうか、という提案だった。

笹田委員長

澁谷委員、よろしいか。

澁谷委員

分かった上で言っている。東京都があれほど、100人や200人感染していても10月1日からG o T oトラベルの東京都例外を外すというのは、政府も余程の経済的危機感、活動自粛に対しての負の要素が多いという判断だろうと推測するものだから、そういう流れからすると議会側もある程度の活動は認められてしかるべきというのが、うちの会派の意見の集約である。

川神議長

それも当然そうだが、G o T oトラベルは基本的には経済を再度立ち上げるといった視点で行われていると我々は思っている。ただ行政視察に関しては基本的には経済が云々ではなく、目的というのは市民サービスのための議員質向上等が目当てなので、経済も多少絡むがむしろ安全対策に重きを置いて言わせてもらった。皆の判断をしっかりとっていただきたい。

笹田委員長

その他の意見はないか。

岡本委員 会派未来は、議長からご案内があった形に対して同調しようと話し合ったので、その形で進めたい。

笹田委員長 議長の意見に賛同されない方の意見はないか。  
( 「なし」という声あり )

ではそういった形で、12月いっぱいまでは常任委員会、特別委員会として視察は行かないし受けないということをお願いしたい。よろしいか。  
( 「はい」という声あり )

### 3 重要案件の意見交換会の案件について

笹田委員長 このことについて、8月25日に3つの常任委員会へ案件の提出をお願いしたところ、9月18日付で資料のとおり回答があった。  
案件についてこの9項目としてよろしいか。  
( 「異議なし」という声あり )

ご承認にあわせて関係規定やホームページの訂正を行いたい。  
また、今後案件の見直しは、前回の議会運営委員会でお伝えしたとおり、毎年3月の定例会議で定期的に行うこととする。  
ただいまの説明について、質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )

### 4 浜田市議会申し合わせ事項の変更について

笹田委員長 事務局から説明をお願いする。  
近重書記 ( 以下、資料をもとに説明 )

笹田委員長 ただいまの説明について、質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )

ないようなので、申し合わせ事項の訂正を行い、近日中に S i d e b o o k s のデータも変更する。

### 5 議会運営委員会主催議員研修会について

笹田委員長 本件については、例年1月に行っている。  
今年度は、8月に議会広報広聴委員会の提案を受けて S D G s についての議員研修を行っているが、今年度行うかどうか皆の意見をうかがう。

牛尾委員 予算はあるのか。  
笹田委員長 予算についてはおおむね10万円ほどある。  
牛尾委員 あれば積極的に行おう。  
笹田委員長 承知した。内容について、どういった研修をしたいか等、もし意見があればお伺いしたいが皆の意見は次回お伺いするのでよろしく  
お願いする。  
その他にあるか。

牛尾委員 どちらにしても例えば講師を呼んで開催することはできないだろうから、Webになるか。

笹田委員長 恐らくそうなる。

牛尾委員 了解した。

笹田委員長 では議員研修会について次回に皆の意見を集約して決定したい。

## 6 その他

笹田委員長 9月定例会議の個人一般質問における不適切発言についての内容を議長から説明していただきたい。

川神議長 実は9月4日（金）の個人一般質問中に、実態のつかめない会社ではないのかとか、具体的な法人名称を発言して質問したということで、関連の方からそれに対する不快感もしくは問題ではないかという提起を受け、前回の議会運営委員会でその件を少しお話させていただいて、まず不適切ではないかと思われる所をケーブルテレビでの放送日が迫っていたのでそこは無音にして、そのことに関しては皆にご了承いただいて、そこは修正しようということにした。

その後それ以外のところで、今後これをどうするのかということに関しては正副議長団にお預けいただき、その内容に関しては議会運営委員会で再度報告するというお約束をしていたと思う。

本来なら既にある程度時間が過ぎて、さまざまな事柄が通り過ぎてしまっただけに、最終の議会運営委員会で報告をする、その報告の遅れがあったことをまず皆にお詫びしたい。

これに関してはその後正副議長と最終的には田畑議員、それから言われた会社に関係する議員、さらには弥栄支所長とそれぞれ面談、そして意見、主張を聞いた。その結果、田畑議員に関しては事前に弥栄支所並びに関係の所から資料収集はしていて、それに基づいてさまざまな意見をさせてもらったのだと。そういうことで、我々もそこに関してそれがよいとか悪いとか正しいとか、是非を問うているわけではない。ただ我々が言ったのは、そういったやりとりの中で、議員の資質を問われるような、少しモラルが欠けるような言い方、不穏当な発言があったということで、本人にその辺りをお話させていただき、本人も、確かに言い方がまずかったということで、そこは議会でもお話をしたと思うが削除をさせていただきたいということで、本人了承の上で不穏当な、例えば実体がない会社とか、第三者が聞くといろいろなことが想定できるようなところは消していただくということで、本人も発言に関しては気持ちよく反省しつつ、それ以外のところ、自分の主張に関してはきちんとしているのだということで、我々はそういったことで田畑議員にその発言の削除をお願いして、皆にも一応報告させていただいたと思う。

それと更に関係する議員から、具体的な名前が出ていたが、そう

いった具体的な名前はやはり控えてほしいということ、さらには実体のない会社、それに関してはそういうことではないという内容、さらには田畑議員が言った「知恵代」というか、企画料、要は何も動かない、企画だけでお金を取っているのではないかという、知恵代という言い方に関しては、先方から、そうではなく他のさまざまな経費がこの中に入っているのもそれだけではないと。その辺を擦り合わせて、本人も田畑議員の発言のその部分の訂正、さらには法人名の変更ということで、一応納得していただいたということ。そして最終的には弥栄支所長にその辺の流れ、情報提供でどのような情報を提供したからこのようになったのだという辺りを、もっと明確にお話ししていただきたかったとお話しして、そうした場合に次の日の議会の冒頭に、説明不足であったことを謝罪したいという申し出があったので、一応その三者にそのような形で事情聴取しながら変更させていただいて、それなりに一応は、中心的な兩名に関してはそれで異論はないというところでお話を収めたところである。

一応それが経緯なのだが、改めて皆に、ご意見もあると思うが、今までの流れの中で質問や質疑において個人名や法人名等を明らかにすることにより、その個人や法人等が不利益を受ける恐れのある発言は自粛すると。これは今回もさまざまな指定管理等で、まずいことをやられた、そういった会社の法人名がきちんと出ている。これはやむを得ない。それは当然のことであり、ただ、そうではない、そういった名前を明らかにすることによって不当にそういったものを受ける、もしくは不利益を受ける恐れがある発言は、議員には当然自粛していただきたい、ということが1点である。

それと、グレーな言葉、誤解した発言、感情的な発言等の一切の不適切な発言については、議員として相手への配慮に欠けた発言はやはり控えるということは当たり前のことなのだが、全体の奉仕者として、ぜひともその辺はお互いに、誰も起こり得ることなので、襟を正していこうということは、今回の件によって皆も再度、そういったことで認識を新たにしていきたい。

この一連の流れを正副議長団にお預けいただいたわけだが、こういう形がベストかどうかは分からないが、できるだけ議会運営がスムーズにいくよう、個人の名誉が守られるようにということで配慮はしたつもりである。ご意見はあろうかと思うが、皆にご理解をいただくとともに報告させていただく。

議長から話があったが、三者とお話の上、理解したということで話は伺っておく。委員から何か意見等あるか。

( 「なし」という声あり )

では次に移る。議会広報広聴委員会から発言の申し出があった。  
三浦委員長。

笹田委員長



三浦委員長

議会広報広聴委員会からだが、現在コロナ対策も考慮した広聴機能の拡充をどうしていこうかという議論を、議会広報広聴委員会内で行っている。これは先般、議会報告会も中止になってしまったこともあってのことである。その中でさまざま、こういうやり方はどうかという案を各委員から出していただいている状況だが、その中に、（仮称）市民一日議会という企画があり、これは昨年委員会改選時に前議会広報広聴委員会から申し送りを受けていた事項なのだが、愛知県犬山市で取組まれている市民スピーチというものがあり、これを参考にされたものである。要望や意見を広く伝えたい市民を議場にお呼びして意見を聞くという仕組みである。

この開催に際して、もちろんやるということになれば全議員に協力をいただいて行っていくものなので、どういうやり方が広聴機能の拡充になるのかはこれから議論を進めていく段階にはあるのだが、そういった案が委員会の中で今上がっているということを、まずこの議会運営委員会の場でご報告させていただきたいと思い、お時間を取っていただいた。詳細については各議員におかれてはこれからご相談、ご連絡をさせていただくことになると思うが、そうした目的のもとに当委員会で議論されていることに対して、引き続きご理解、ご協力をいただくようお願いする。

笹田委員長  
岡本委員

その他に何かあるか。

議長団にお尋ねしたい。採決の前の賛成討論・反対討論、議員の考え方については、各々の権利でもあるし当然のことだと思って聞かせていただいた。

このたびの議案第60号の、浜田市協働のまちづくり条例の制定についての中で、当然今澁谷委員、行革の委員長が、行革の中で賛成処理をしているのに、実際は反対討論するという、1つの流れがどうも私には理解できない。

当然議長団に、当該委員は申し入れされていたのに対して、議長団はそれを審査しているのかどうかお尋ねする。

要は、委員会の全会一致で議決している案を、委員長自ら反対討論、当然議長団に申し入れする。議長団がそれを認めるのはいかなものかと私は思っている。そのことについて協議したのかしていないのか。

古森局長

委員会での決定は委員長は議決に参加していないので、討論をすることは可能である。

岡本委員

可能なのはわかるが、あの中で委員長自ら各委員に対して、討論の通告はないかと言われた。委員長が反対なら委員長が代わって、私はこの件に関してはこういう考えを持っている、具体的にはこうしたいという話があれば理解するが、当然賛成だと思う。どうか。

笹田委員長

それは委員会での話か。

岡本委員

委員会での話。ということは、委員長はその採決には入らないから反対討論をしてもよいということか。

澁谷委員

私もそれについては事務局ときちんと確認している。委員長がやれるかやれないかということは。その時に次長、局長とも許可をもらっているのでやらせてもらった。

厳密に言えば副委員長のような意見もあると思うが、議会のルールに従ってやらせてもらったということは、問題ないのではないかと私は思うが。

岡本委員

当然、副議長経験者だから確認はされたと私は思っている。だから聞くのだが、要はその委員会においては当然、皆で討論すべきである。委員長自ら、委員長を代わってでも。その流れの中で、自分は採決に加わらないが、そうしたら反対の意がそこで見える。そういう形をしないで、ある日突然にということ。事務局がそれを受ける。議長団は、考えは別なのか。私は今議長団に問うと言っている。事務局は議長団にこの話をしたのか。

古森局長  
岡本委員  
川神議長

討論の提出があった時に報告している。

では議長団はどう考えているか。

議会運営上は確かに、今のようなことを積極的に行うのがよいかどうかは別として、それを止めるものではないということは私も、そういう認識でいる。

ただ岡本委員が言われるように、その結果を出した時に、委員長とするとその意志を示さないで議場でそれとは反対の討論を出すことに対しては、流れからすると非常に違和感があるというようなことだと思う。違法ではないが違和感があるという。そういう感じだと思う。それはいろいろなことも言う、こうしたほうがよいとか、そういうことも今までもあったけども、それに関してはもう絶対止めるというようなことを強制的にやることはないので、それについてはそれ以上のことは私も言っていない。

ただそれがよいかと言うと、形的には出してきたものとそのままイコールが望ましいのは望ましいと思う。ただ、それが異なる場合は、それはあり得ると思うので、それは委員会の中でどのような、またその運営をされるか、その辺りだと思うが、形からするとそれに対しては私も、するということに対しては取り外せないからこのような形になっている。

岡本委員

今議長はそう言われたが、よいか、委員の方々は、私は正直びっくりした。そういう形で、今後そういうことがあり得るのだと思うと、待てよと思う。

だから、ここで私は問題だと思っている。当然これの1つのルールなり、そういうことはきちんとしなければいけない。当然委員長がそういうことで自分は反対討論をする、自分は意としては違うこ

笹田委員長  
牛尾委員

とがあるのだといたら、委員会の中で協議するようにしていかな  
いと、のっけからある日突然議場で言われたら、委員はどう思うか。  
自分の委員会は全会一致でやったのに、委員長自ら全然違うことを  
言ったとって。権利は権利として認めるけど、その部分はきち  
んとしたルール作りは、私は必要だと思う。協議をお願いしたい。

何かこのことについてご意見はあるか。

私も特別委員会は傍聴しておらず、議案付託になったという。そ  
の前に議案質疑の時に澁谷委員が、この条例については議案質疑を  
されたので、ああそういうことなのかなと思っていただけだが、今朝  
見たら委員長報告は全会一致だったと報告があったので、委員会  
の中では議案質疑があつてのことを澁谷議員が委員長として副委員長  
と代わって言われていないということも含めて、やはり違和感があ  
る。OKかもしれないが、澁谷議員のような副議長経験者でベテラ  
ンが、それはできないことはないけどというようなことを、やられ  
るべきではないと思う。若い人は皆見ているのだから。そういう、  
一瞬の隙を突くような姿勢はできれば考え直していただいて、もっ  
と模範になるようなことをやってほしいと思う。

澁谷委員

ご批判をいただいて、私にも少し配慮が足りなかったかなと思う  
ところである。実際のところ、あそこで私が委員会司会をしていた  
ので、討論すればよかったのだろうと思うのだが、議決権がない  
人間が採決する前に言うことに対して、どうなのかなと。議決権が  
あれば当然私は反対の意思表示をしていたと思うが、委員長という  
立場からして意見を言うことが、その時点では、議決権がない人間  
が言って委員会を長引かせて反論するよりも、討論で意思を表明し  
たほうが私はスムーズだと判断をしたところである。

ただその辺のご指摘があるので、そこは議会事務局とまた相談さ  
せていただきながら、今後は反省をするなり、対応をしていきたい  
というのが今のところの私の気持ちである。

岡本委員

決して澁谷委員の反対討論について否とするわけではなくて、尊  
重している。私がここで、議決権がないと言われたが、議決権がな  
くとも最終同数の場合は議長がその裁決に加わるということになっ  
ているのではないか。そうすると議決権がないわけではないのでは  
ないか。

澁谷委員

それは同数の場合のみ議決権があるわけであって、最初は委員長  
には議決権はない。

岡本委員

最初はないが、議決に参加する可能性がある以上、その部分はル  
ール上、整理しなければいけないのではないかと思うがどうか。

澁谷委員

その辺はご指摘があるので、その辺少し精査させていただきなが  
ら、反省すべきところは反省して、以後議会活動に役立てていき  
たいと思う。

川神議長

この問題に関しては我々もそのような形で認めて許可しているので、今の議論に関しては全く議論の外にいるわけではなく中心にいるわけだから私からもお話しさせてもらうが、今回も先ほど言ったように、違法といった意味でのルール無視はしていないが、違和感がある、もしくは委員会の中での今からの円滑な議論だとか、その辺にいくらかの影響があるということなので、これは既に起こってしまったことだから、澁谷委員が今お話もされたように、今後このようなことを想定した委員会運営、これは常任委員会もそうだし全ての委員会の中で、例えばそれをまとめ上げる委員長なり、中心的なところの方のご意見がきちんと皆に正しい形で伝わるような運営ルールを作る必要があると思っているので、これをどのような形にするかは最終的には議会運営委員会の中で、こういったルール化をしないかというようなことが提案できればよいのだろうが、これは少し研究して、問題はどこにあるかは皆認識されていると思うので、今日問題が表出したので、これは少しまた知恵を働かせて気持ち良く皆で議論できるような、そういった方向で進めていきたいと思う。よろしいか。

道下委員

私も自治区制度等行財政改革推進特別委員会の委員だが、委員長の裁きを前回の時点で聞きながら、結構、反意を翻すという感じを持っていたし、終始そういう姿勢であったと認識している。今回ああして反対討論に立たされたが、私はそういう面において全く違和感はなかった。前回の委員会の中で委員長かなりしつこく言っているなと思っていたので、私自体は委員会の中で理解は認識をしているといったところはあったわけである。それは申し上げておく。

笹田委員長

今議長からあったが、やはり委員会は独立しているので、委員長、副委員長が二人で議論して、どのように運営していくかは非常に大切だと思っている。その辺は選ばれた委員長、副委員長なので、委員会の質疑、審議がしっかり進むように、そういったところで委員長、副委員長が手を取り合って運用していただけたらと、議会運営委員会の委員長としては思っている次第である。

岡本委員

議会運営委員会の委員長が締めたような言い方をされたが、このことについては研究してもう1回話し合おうということなのか、そういうことで今締めたのかお聞きする。

笹田委員長

研究というか、委員会が独立している以上はなかなか、では二人で話し合ってくださいそのルールを決めますね、ということを決めるのはなかなか難しいかなと思っている。

今回、議案が初めて特別委員会に付託されたというのもあるが、そういった中で正副委員長がお互いの議案に対しての飲み込みも含めて、採決するかしないかも含めて議論しながら進めていかないと、こういった形になるのかなと個人的に感じている。

- 岡本委員 今そういう話をすると、委員長は澁谷委員、副委員長は私。私にはそのような話はないのに、今後は各々委員会同士でそういう話を、あなたは反対するのか、賛成するのかということ聞いていくのかという話ですよ。そうすると私がルール決めをしようというのは、私は反対すると委員長が言えば、そのことに基づいて賛成討論、反対討論なり、そのものが進んでいくのだろうと思う。そのルール決めはすべきだと私は言っているのだ。
- 笹田委員長 委員会の中でも自由討議もあるし、委員の意見を聞くということもできるわけだから、そうすると岡本委員から、どうすればそういったことが良くなるか、もし意見があればお願いします。
- 岡本委員 自由討議の話もした。自由討議もすべきだと言ったのに、そこもやってないわけだから、こういう場合においては例えば委員長。副委員長は採決に加わるから、委員長がもしこの案件について反対等々をする状況にある時には、申し入れをしなければいけないとかいうルールがあればよいわけである。そうすればその判断が付けられるわけだから。
- 西村議員 聞いていて思ったのは、正副委員長で話すのも1つのやり方かと思うが、多分そんなに皆経験豊かで判断がすぐつくことでもないし、皆も認識の中に、そういった状況が自分の体にしみ込んで、任せなさいという状況ならよいが、そうではないと私は思う。この問題は、今日ではなくていいので、この場か全員協議会かで、どうあるべきか議論をして、それで結論へ引っ張っていくように、要するにまとめあげるようなことがよいのではないかと思った。
- 古森局長 浜田市議会委員会条例の第46条で、採決とは別の話で委員長の発言というのがある。委員長は委員として委員長席で発言することができる、ただし委員長が討論しようとする時は委員長席に着きその議題が終わるまで委員長に服することができない。討論というのは通常の発言だと思ってもらってよいと思う。だから発言することは可能、採決と関係なく発言することは可能である。
- 笹田委員長 先ほど岡本委員からも意見があったので、一度皆で持ち帰って、次の議会運営委員会のほうで、会派でこの問題について議論していただき、よい案があれば取り決めをしていけばよいのでは。
- 柳楽委員 今の皆のやり取りを聞いていて、持ち帰ってするような話でもないのかなという気がする。というのは、今回こういうことがあった。私も委員長をさせていただいているので気を付けないといけないと感じる。今日こういう議論があったので、委員長は、採決までのところで自分が強く反対したいということがあれば、その時に発言したほうがよいのかなと思う。そういったことを皆で共有しておけば、今後は今回のようなことは防げるのではないか。
- 笹田委員長 柳楽委員から貴重な意見があった。何か他に意見はあるか。もし

そういった内容で良ければ、今柳楽委員が言われたことくらいしか。ほぼ一緒だと思うのだが。

牛尾委員

柳楽委員が言われたが、そういうことがあれば違和感はない。全会一致という委員長報告があった後にそうであったから違和感を感じた。柳楽委員が言われるように、委員長なりの姿勢が分かれば別段それは、反対討論をおやりになっても、ああそうなのだと思う。ただ、全会一致としか他の委員会の者には分からないからそのように感じたということなので。柳楽委員が言われることは分かりやすい解決方法ではないかと思う。

笹田委員長

岡本委員、柳楽委員が言われることは少し違うか。

岡本委員

皆が知っておけばと言われたが、よいか、議員はまた来年改選して変わる。そうした時に、分かっている人はよいがこの後どうなのということになるから、その取り決めだけは何らかの形の、文面なりが私は必要だと思っている。それは申し合わせ事項でもよいけども、そういう形はする必要があるということ。

川神議長

そういったことも今柳楽委員がそれなりのお話をされたので、基本的にはそういうことだろうけども、岡本委員も今後長く続いていく議会の中で1つのルールができないと、また代わった時に混乱が起こるということなので、申し合わせ事項なりどのグレードか分からないが、その中にきちんと入れて皆が認識しておく。委員会運営規定というか申し合わせで。そういったことも含めて、どういう形でそこへ入れるかは議長団もきちんと再度認識を新たにするので、皆もいろいろと考えて、最終的には多少の形になればそれはよいかなと思っている。

柳楽委員

岡本委員が言われるように、それが一番分かりやすいとは思っているので、そのようにしていただけたらと思う。

笹田委員長

委員長が反対の意を表明する時は委員会内で表明していただき、その上で反対討論なり反対の意をすること、どこかに書き込むということ。46条を尊重してください。46条は委員長の発言のところで、委員長は委員として委員長席で発言することができる、ただし委員長が討論しようとするときは、委員席につき、その議題が終わるまで委員長席に復することができない、という一文があるのだが。そこだけで。

岡本委員

そこで整理ができるのか。私はできないと思う。先ほどから言うように申し合わせ事項でどこかに入れておけばよいのではないかとやっている。

笹田委員長

申し合わせ事項のどこに入れられるか。

下間次長

委員会条例に入れられる。

笹田委員長

では委員会条例の申し合わせのところ、先ほど柳楽委員が言われた条項を一文入れていただき、皆が分かりやすい委員会運営、議会

運営に努めていくということでご理解いただきたいと思うが、それでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

ではそういったことで申し合わせ事項に付け加える。

岡本委員

その他。もう1点、委員会について。産業建設委員会委員から、ぜひ議会運営委員会で取り計らってほしいという案件があった。

要は陳情者が陳情する上において、委員会の中で陳情者が発言許可を求める。そのことについて何度も何度もそういうことがあったという話を聞いている中で、会派委員からは、浜田市議会委員会条例第69条、何人も、会議中は、不必要に発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならないと規定されて、そのことについてやるべきだということについて、何らかの委員会ではできなくて、委員会が少し停滞したという話を聞いている。

このことについてもしっかりとした形をやるべきだし、私の所属する福祉環境委員会の柳楽委員長は、事前に、委員会が始まる前にこのことについて陳情者が来られて意見を求めるか、求めないか、そういうことをやって、委員会進行を妨げるようなことがなかったということ踏まえて、少しこの辺の部分もルール作り、約束事はやるべきだと思っている。このことについて調整をお願いする。

笹田委員長

何か意見はあるか。

牛尾委員

最近、特に委員会秩序を乱す不規則発言、不穏当発言が多い。それは看過できない。その辺は常任委員会なら常任委員会を仕切る委員長が毅然とした態度でおやりにならないと、議会軽視を受けている感じもする。ぜひ、本会議は議長、常任委員会は委員長が、秩序を守ることを委員長自らやってもらわないと困る。

芦谷委員

見ていて、議員の中に、その方がつけ入る隙を与えるところがある。議場や委員会を乱す人については毅然とするということは、各委員が気を付けないと。要するに懇意な人と冗談話をしながらということが散見されるので、ぜひそれは委員会あるいは議場の整理という点で進めてほしい。

笹田委員長

要するに委員長がしっかりした判断で不規則発言に対処するという意見だったが、これは傍聴規定に規定されている。これに反した場合は毅然とした態度をもって各委員会で傍聴者に対して、態度を改めるよう指摘していただきたい。よろしいか。

( 「はい」という声あり )

笹田委員長

その他あるか。

古森局長

議員研修会についてだが、次回テーマを決定しようという話だったが、通常で言えば次回が11月20日の議会運営委員会になってしまう。そこまでテーマ決めを遅らせると日程や講師先生の調整が厳しいので、最終決定はそこにするとしても、テーマは2週間後に皆か

- らいただいて、事務局でそのテーマに沿った講師先生を何件か当たらせてもらって、それを提示して最終的にこれに決めようくらいの形にさせてもらうか、もう正副委員長にお任せにさせていただくか、決めていただくと進みやすいかと思う。
- 笹田委員長 事務局が言ったように、ケース1としては2週間程度で皆の意見をうかがうということと、ケース2としては正副委員長に一任するという、2つのケースがあるがいかがでしょうか。
- 牛尾委員 議会全体の問題だと思うので、締切を決めて会派の意見を聞いていただきたい。
- 笹田委員長 皆それでよいか。  
( 「はい」という声あり )  
では2週間後までにテーマについてはメールでもよいし、事務局に来て言ってもよいだろうか。
- 下間次長 全議員に依頼文を送る。
- 笹田委員長 はい、全議員に依頼分を出していただき、2週間後にテーマについては絞っていききたいと思う。
- 三浦委員 その際に、過去、直近でのテーマで勉強会が開かれたか、参考までに知りたい。重複がないように参考資料として、5回程度で結構なのでお願いします。
- 笹田委員長 その他よろしいか。  
( 「はい」という声あり )  
では、以上で議会運営委員会を終了する。

[ 15 時 14 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 笹田 卓